平成２３年（フ）第１４１０号
広島市西区己斐大迫２丁目８番16号
債務者　國友　勝治
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野真裕美
4　破産債権の届出期間　平成24年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月27日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３２号
宮崎県西都市大字三宅4174番地３
債務者　尾崎公一郎
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　洲崎　達也
4　破産債権の届出期間　平成24年３月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４４１号
北海道旭川市末広４条８丁目１番３号
債務者　太田　孝司
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　雄樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月25日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１９号
北海道旭川市東旭川北１条４丁目15番26号グランデⅢ301
債務者　山本　　寛
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４号
静岡県御殿場市東田中1303―16株式会社高橋鉄建工業内、住民票上の住所北海道増毛郡増毛町信砂588番地の32
債務者　大西　政広
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皆川　岳大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月25日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８号
北海道旭川市末広３条４丁目６番４号
債務者　山本　永子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　昌宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２５号
函館市日乃出町22番１―211号
債務者　長谷川光子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２７号
函館市昭和２丁目21番16―１号
債務者　堀野とみの
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第２９号
函館市湯川町１丁目５番１―403号
債務者　堀野奈穂子
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３４号
北海道北斗市常盤２丁目４番２号
債務者　加藤　浩二
1　決定年月日時　平成24年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２００号
岐阜県安八郡神戸町大字横井532番地の17
債務者　野原　久世
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
名古屋市南区内田橋１丁目５番13号　渡辺ビル２Ｂ号
債務者　一条　　高
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８号
愛知県西尾市東幡豆町大沢５番地
債務者　星野　千香
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
群馬県太田市飯塚町1050番地１　パティオＡ―202号
債務者　岡本　和利
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第８号
三重県鳥羽市堅神町522番地、前住所津市末広町17番17号
債務者　山口真由美
1　決定年月日時　平成24年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係